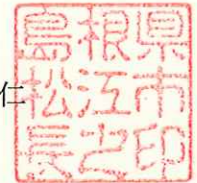


松江市告示第 272 号

松江市自転車等放置防止に関する条例（平成 17 年松江市条例第 339 号）第 10 条及び第 11 条の規定に基づき、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 25 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 撤去年月日

令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間

2 自転車等の放置されていた場所

JR 松江駅周辺自転車等放置禁止区域内

3 保管自転車等の台数

2 台（禁止区域内 2 台）

4 保管場所

JR 松江駅東駐輪場（松江市朝日町 595 番地 2）

5 保管期限

令和 6 年 5 月 24 日

6 返還方法

松江市自転車等放置防止に関する条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 247 号）第 8 条の規定により返還を申請すること。なお、返還に当たっては、松江市自転車等放置防止に関する条例第 13 条の規定により費用を徴収する。

7 保管自転車等の特徴等

別紙のとおり

No.	整理番号	種別	撤去年月日	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	色	備 考 (放置された場所等)
1	内放5-25	自転車	令和6年1月29日	島根県728118	A17PA30292	白	松江市朝日町 JR松江駅南口付近
2	内放5-26	自転車	令和6年2月16日	島根県756438	GC8L47114	銀	松江市朝日町 市道鉄道北沿線